

4 他の教科の免許状を取得する方法

所要資格			高	別表4
授与を受けようとする免許状	他の教科の高等学校教諭1種免許状	他の教科の高等学校教諭専修免許状	※ 免許法第16条の4第1項に規定する免許状を有する者の特例については別表4（特例）による。	
有することが必要な免許状 注1	高等学校教諭専修免許状又は1種免許状	高等学校教諭専修免許状 注5	注1 有することが必要な免許状には、実習を担任する教科の免許状及び教科の領域の一部事項を担任する免許状を含む。	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目 注2	20	20	注2 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、高別表4（教科）により修得する。
	各教科の指導法に関する科目 注3	4	4	注3 「各教科の指導法に関する科目」の単位は、受けようとする免許教科ごとに事項を含めて修得する。
	大学が独自に設定する科目 注4		24	注4 「大学が独自に設定する科目」は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
	合計単位数	24	48	注5 専修免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の1種免許状を有している場合は、1種免許状の最低修得単位数を差し引いた単位数を修得する。

○ 免許法第16条の4第1項に規定する免許状を有する者の特例

該当者	教科	法定科目名	高	別表4(特例)
			修得済とみなす単位数	最低修得単位数
柔道又は剣道の免許状所有者が、保健体育の1種免許状を取得する場合	保健体育	教科に関する専門的事項に関する科目	2	16
		「体育実技（「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法、学を含む。）生理学（運動生理学を含む。）衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。））」	※	
		計	4	
		各教科の指導法に関する科目	1	
		計	5	
情報技術、建築、インテリア又はデザインの免許状所有者が、工業の1種免許状を取得する場合	工業	教科に関する専門的事項に関する科目	4	16
		工業の関係科目 職業指導	※	
		計	4	
		各教科の指導法に関する科目	1	
		計	5	
情報処理又は計算実務の免許状所有者が、商業の1種免許状を取得する場合	商業	教科に関する専門的事項に関する科目	4	16
		商業の関係科目 職業指導	※	
		計	4	
		各教科の指導法に関する科目	1	
		計	5	

備考

- * 教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「修得済とみなす単位数」欄に「※」印のある科目は、それぞれ1単位以上修得し、一般的包括的内容を必ず修得する。
- * (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
- * 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- * 教科に関する専門的事項に関する科目の「職業指導」の単位を修得する場合は、該当する教科の職業指導の単位を修得する。
- * 各教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を修得する場合は、該当する教科の指導法の単位を修得する。
- * 上記単位は、該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 最低修得単位数は「修得済とみなす単位数」を含めずに、現に修得すべき単位数である。

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）			
	国文学（国文学史を含む。）			
	漢文学			
地理歴史	日本史			
	外国史			
	人文地理学・自然地理学			
	地誌			
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」			
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			
数 学	代数学			
	幾何学			
	解析学			
	「確率論、統計学」			
	コンピュータ			
理 科	物理学			
	化学			
	生物学			
	地学			
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」			
音 楽	ソルフェージュ			
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）			
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）			
	指揮法			
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。）			
	彫刻			
	デザイン（映像メディア表現を含む。）			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			
工 芸	図法・製図			
	デザイン			
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）			
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）			
書 道	書道（書写を含む。）			
	書道史			
	「書論、鑑賞」			
	「国文学、漢文学」			
保健体育	体育実技			
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）			
	生理学（運動生理学を含む。）			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習			
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理			
情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業			
農業	農業の関係科目 職業指導			
工業	工業の関係科目 職業指導			
商業	商業の関係科目 職業指導			
水産	水産の関係科目 職業指導			
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解			
商船	商船の関係科目 職業指導			
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理			
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解			
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」			

備考

- * 教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上を修得し、それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。
- * (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
- * (〇〇及び△△)として記載のある科目は〇〇と△△を必ず修得する。
- * 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- * 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。